

令和2年12月25日
福島県教育庁高校教育課

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス
感染症への対応について

このことについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の「第4 その他 1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置 3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」において、適切な時期に周知するとしていたところであり、下記のとおり対応する。

記

1 対応の趣旨

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者に配慮し、新たな選抜を設定することで、受験機会を確保する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入学者選抜実施上の留意事項等を定める。

2 高等学校入学者選抜を受験できる者、受験できない者の明確化

文部科学省の通知に従い、大学入学共通テストの新型コロナウイルス感染症予防対策に準じて、受験できる者と受験できない者を次のように明確にする。

受験できる者	受験できない者
① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たす者 ② 無症状の濃厚接触者で、以下の要件をすべて満たす者 ・初期スクリーニングが陰性 ・受験当日も無症状 ・公共交通機関を利用せずに試験場に到着できる ③ 「健康状態チェックリスト*1」のA欄で「はい」に該当しない、かつB欄の「はい」に該当する項目が1つ以下の者	① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たさない者 ② 濃厚接触者で症状がある者 ③ 無症状の濃厚接触者で、初期スクリーニング検査結果が判明していない者 ④ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者 ⑤ 「健康状態チェックリスト」の結果で試験を受けることができない者

【退院基準・解除基準】（判断は医師又は保健所が行う）

（１）有症状者の場合

- ①発症日から１０日間経過し、かつ、症状軽快後７２時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後２４時間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査で２４時間以上間隔をあげ、２回の陰性を確認できれば退院可能とする。

（２）無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日から１０日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から６日間経過後、PCR検査又は抗原定量検査で２４時間以上間隔をあげ、２回の陰性を確認できれば退院可能とする。

（「新型コロナウイルス感染症診療の手引き・第３版（令和２年９月４日厚生労働省発行）」の退院基準・解除基準）

※１ 「健康状態チェックリスト」（別紙１）について

- ・ 受験生は検温の結果と該当箇所にチェックをした「健康状態チェックリスト」を受験日ごとに持参し、受験校の受付に提出する。
- ・ 受験生は試験日の７日前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認する。
- ・ 試験日の２週間前から発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診する。

次の三者について、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。ただし、連絡内容に変化があった場合、その都度志願先高等学校長に連絡する。受験当日の朝まで連絡は可能とする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者（上記「受験できない者」に該当する者）
- ・ 受験可能な濃厚接触者
- ・ 発熱・咳等の症状があるが受験可能となる者

なお、実施要綱のとおり、インフルエンザ等学校感染症罹患者についても、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。

３ 新型コロナウイルス感染症対応選抜の設定

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者に配慮し、新型コロナウイルス感染症対応選抜を新たに設定し、受験機会を確保する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本検査を受験できないこととされた者は、３月１０日（水）、１１日（木）に実施する追検査等を受験することができる。手続きは、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由^{※２}を記入し、３月５日（金）午後４時までに志願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

追検査等を受験できない場合は、次の（１）、（２）のとおり、新たに設定した選抜を受験することができる。（併せて、「新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）」（別紙２）を参照のこと）

※2 追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由の記載例

- 前期選抜を、濃厚接触者で症状があり受験できなかったため
- 連携型選抜を、「健康状態チェックリスト」の結果により受験できなかったため

(1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程

- ① 対象：前期選抜、連携型選抜及び追検査等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者
- ② 定員：別に公告した募集定員の3%とする。(募集定員の外枠。受験生は前期選抜、連携型・一般選抜入学願書に記入した学科・コースを選択し、出願先変更はできない。)
- ③ 出願期間：令和3年3月16日(火)～17日(水)
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、3月17日(水)正午までに必着とする。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。
- ④ 選抜実施日：令和3年3月22日(月) (後期選抜と同じ)
- ⑤ 会場：出願先高等学校
- ⑥ 手続き：出願に必要な書類

ア インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由^{※3}及び志願する学科・コース^{※4}を記入し、出願期間に中学校長を通して、志願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。ただし、出願先変更はできない。

出願先高等学校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証」(別紙3)を交付する。なお、受験番号は、前期選抜又は連携型・一般選抜の受験票に付した番号とし、当該受験票を利用する。

※3 追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由の記載例

- 前期選抜及び追検査等を、前日までに退院基準・解除基準を満たさず受験できなかったため
- 連携型選抜及び追検査等を、無症状の濃厚接触者であったが、初期スクリーニング検査結果が判明せず受験できなかったため

※4 志願する学科・コースについては、前期選抜、連携型・一般選抜入学願書に記入した学科・コースを記入するものとする。その際、募集の時点でコース制をとる高等学校を志願する場合にはコースまで記入する。また、第二志望を認める高等学校に出願する場合には、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望も記入する。

- ⑦ 調査書：前期選抜、連携型選抜で提出された調査書を使用する。
- ⑧ 選抜方法：実施要綱に示した「第3 後期選抜」の「3 入学者選抜 1 選抜方法」（14～15ページ参照）に定めるところによる。ただし、高等学校の実情に応じ、高等学校長判断により、基礎学力検査等を課することができる。その場合、面接、小論文（又は作文）を課さないこともできる。
- ⑨ 合格者発表：ア 令和3年3月23日（火）午後3時以降に、出願先高等学校で発表する。
イ 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書（別紙4）を交付する。
ウ 高等学校長は、提出書類の記載に事実と相違している点が認められたときは、合格を取消することができる。
- ⑩ 入学辞退：合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を中学校長を通しの手続きで出願先の高等学校長に提出する。
- ⑪ 募集要項：各高等学校は、実施要綱に基づき、（別紙5）の記載例を参考にし、募集要項を作成し、各高等学校のホームページに掲載する。
 - ・アップロード時期：令和3年2月1日（月）から2月5日（金）まで
 - ・各高等学校は「新型コロナウイルス感染症対応選抜に関するホームページ掲載報告書」（別紙6）を提出する。提出締切り日：令和3年2月8日（月）

(2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程

- ① 対象：新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者
- ② 通学区域：通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- ③ 定員：別に公告した募集定員（併設型高等学校においては、別に公告した募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、前期選抜、連携型選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数とする。
（後期選抜終了後、定員を充足しない高等学校に出願ができる。）

④ 出願期間：令和3年3月24日（水）

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、高等学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

⑤ 選抜実施日：令和3年3月25日（木）

⑥ 会 場：出願先高等学校

⑦ 手 続 き：出願に必要な書類

ア 入学願書（別紙7）（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

入学検定料については、実施要綱に示した「第3 後期選抜」の「8 出願に必要な書類（4）」（13ページ参照）に定めるところによる。ただし、入学検定料納付済証明書又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。また、後期選抜において入学検定料を納付した者も同様とする。

イ インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由^{※5}を記入する。

※5 追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由の記載例

- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程が不合格のため
- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程を、無症状の濃厚接触者であったが、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できず受験できなかったため
- 後期選抜を、「健康状態チェックリスト」の結果により受験できなかったため

ウ 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

エ 「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」（別紙8）（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

志願者が中学校名、志願者氏名及び志願学科・コースを記入する。

オ 入学検定料納付済証明書用紙（別紙9）（新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。）

3月24日(水)午後4時までに中学校長を通して、志願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

出願先高等学校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」(別紙8)を交付する。

- ⑧ 併願の取扱い：実施要綱に示した「第3 後期選抜」の「1 出願 6 併願の取扱い」(12ページ参照)に定めるところによる。
- ⑨ 調査書：実施要綱に示した「第3 後期選抜」の「2 調査書」(14ページ参照)に定めるところによる。
- ⑩ 選抜方法：実施要綱に示した「第3 後期選抜」の「3 入学者選抜 1 選抜方法」(14～15ページ参照)に定めるところによる。
- ⑪ 自己申告書：実施要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願 9 自己申告書の提出」(4ページ参照)に定めるところによる。ただし、提出期間は、令和3年3月24日(水)午前9時から午後4時までとする。
- ⑫ 合格者発表：ア 令和3年3月26日(金)午後3時以降に出願先高等学校で発表する。
イ 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書(別紙4)を交付する。
ウ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取消することができる。
- ⑬ 入学辞退：合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。
- ⑭ 募集要項：各高等学校は、実施要綱に基づいた後期選抜に準じ、(別紙10)の記載例を参考にして募集要項を作成し、各高等学校ホームページに掲載する。
 - ・アップロード時期：令和3年2月1日(月)から2月5日(金)まで
 - ・各高等学校は「新型コロナウイルス感染症対応選抜に関するホームページ掲載報告書」(別紙6)を提出する。提出締切り日：令和3年2月8日(月)

4 新型コロナウイルス感染症に対応した入学者選抜実施上の留意事項

新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施について、事前の準備や検査当日の対応などについて、次のとおりとする。

(1) 事前の準備

① 別室の確保

ア 「発熱・咳等の症状があるが受験可能となる者」の別室と、「受験可能な濃厚接触者」の別室は分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じ別室とすることも可能とする。

イ 別室まで他の受験生と接触しない動線を確保する。

ウ 上記の別室とは別に「インフルエンザ罹患者」の別室を確保する。

※「基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障がい等のある者」についての別室は、可能であれば上記ア、ウとは別に確保する。

② 受験場の座席間の距離の確保

ア 本検査受験場では、1メートル程度の間隔を確保する。

イ 別室では、概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。

③ 試験監督者等の体調管理

ア 試験監督が可能かどうか判断するために、試験監督者には試験日の7日前から朝などに体温測定を実施し、体調の変化の有無を確認する。

(2) 検査当日の対応

① 受付

ア 受付では、「健康状態チェックリスト」の提出を求め、記載を確認する。「健康状態チェックリスト」を忘れた者は、受付で検温及びチェックリストへの記入を行う。

イ 上記アで異常がある場合又は本人の申出により発熱・咳等の症状がある場合、以下の対応等を指示する。

(ア) 「健康状態チェックリスト」のA欄で「はい」が1項目以上又はB欄で「はい」が2項目以上該当する場合は、追検査等受験申請の指示をする。

(イ) 「健康状態チェックリスト」のA欄で「はい」に該当しないかつB欄で「はい」に該当する項目が1つ以下の場合は、別室での受験を指示する。

② 検査実施時

ア 各学力検査の開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者が確認する。

イ 学力検査の開始前又は途中で体調不良を申し出た者は、保健室に移動し検温及び健康状態チェックリストの記入を行う。受験できない状態になった場合は、試験を中止し、未受験の教科、面接等は追検査等で受験する。受験できる状態の場合は、受験場又は別室で受験を継続する。

ウ 学力検査1教科終了するごとに、窓やドアを開放するなど、換気を十分に行うこと。

③ 受験上の注意事項

- ア 受験場内におけるマスクの着用を義務付け、未所持者にはマスクの提供を行う。
- イ マスク着用が困難な者はあらかじめ申し出るよう周知する。
- ウ 受験場入口ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。受験場への入退室の際には手指消毒を徹底する。

(3) 検査後の対応

- ① 試験終了後、使用した教室を消毒する。ただし、72時間以上使用しない場合、特に消毒は必要ない。
- ② 試験日が連続し、座席利用者が異なる場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液を希釈したものや界面活性剤）を使用した拭き取りを行う。

(4) その他

① 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は、実施要綱に示した「第4 その他」の「2 障がい等のある志願者に対する配慮」（16ページ参照）に定めるところによる。

② 実施状況の報告

高等学校長は、新型コロナウイルス感染症対応選抜における入学志願者数、選抜結果、その他必要事項について、県教育庁高校教育課長あてに報告する。
各報告書の提出期日、様式等については別に通知する。

< 添付資料 >

- ・ 健康状態チェックリスト（別紙1）
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）（別紙2）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証（別紙3）
- ・ 合格通知書（別紙4）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程募集要項への記載例（別紙5）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応選抜に関するホームページ掲載報告書（別紙6）
- ・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程入学願書（別紙7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票（別紙8）
- ・ 入学検定料納付済証明書用紙（別紙9）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項への記載例（別紙10）
- ・ 令和3年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応についてQ&A（別紙11）
- ・ 受験生、保護者の皆様へ 令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について（別紙12）